

8月定例教育委員会 説明資料	
月 日	令和元年8月30日
担当課	生涯学習・スポーツ課

消費税率引き上げに伴う利用料金等の改正について

1. 利用料金等の改正となる規則

①鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則
②鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例施行規則
③鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則
④鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例施行規則
⑤鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則
⑥鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例施行規則

2. 変更料金について

※単価については8%引き上げ時を参考

※10円未満切り捨て

改正前	税率8% (単価×税率)	改正後	税率10% (単価×税率)
5,400円	5,400円 (5,000円×1.08)	5,500円	5,500円 (5,000円×1.10)
3,780円	3,780円 (3,500円×1.08)	3,850円	3,850円 (3,500円×1.10)
3,240円	3,240円 (3,000円×1.08)	3,300円	3,300円 (3,000円×1.10)
2,700円	2,700円 (2,500円×1.08)	2,750円	2,750円 (2,500円×1.10)
2,160円	2,160円 (2,000円×1.08)	2,200円	2,200円 (2,000円×1.10)
1,620円	1,620円 (1,500円×1.08)	1,650円	1,650円 (1,500円×1.10)
1,080円	1,080円 (1,000円×1.08)	1,100円	1,100円 (1,000円×1.10)
860円	864円 (800円×1.08)	880円	880円 (800円×1.10)
750円	756円 (700円×1.08)	770円	770円 (700円×1.10)
640円	648円 (600円×1.08)	660円	660円 (600円×1.10)
540円	540円 (500円×1.08)	550円	550円 (500円×1.10)
370円	378円 (350円×1.08)	380円	385円 (350円×1.10)
320円	324円 (300円×1.08)	330円	330円 (300円×1.10)
220円	226.8円 (210円×1.08)	230円	231円 (210円×1.10)
210円	216円 (200円×1.08)	220円	220円 (200円×1.10)
100円	108円 (100円×1.08)	110円	110円 (100円×1.10)

備考

※8%引き上げ時、据え置きした利用料金

105円	105円 (100円×1.05)	110円	110円 (100円×1.10)
------	------------------	------	------------------

### 3. 具体的改正内容

条例・規則名	対象部分	改正内容
鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則	別表第1項及び別表第2項	(電気得点板) 2,160円→2,200円 (バスケットボール用具・トランポリン・拡声装置・新体操用マット) 1,080円→1,100円  (バレーボール・テニス・フットサル用具) 320円→330円 (ロッカー) 210円→220円 (バドミントン・卓球・バウンズボール・ソフトバレーボール用具・得点板) 100円→110円
鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例施行規則	別表	(バレーボール・テニス用具) 320円→330円 (バドミントン・卓球用具) 100円→110円
鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則	別表第1項及び別表第2項	(バスケットボール用具) 540円→550円 (バレーボール・テニス用具・艇庫) 320円→330円 (剣道用具) 210円→220円 (バドミントン・卓球用具) 100円→110円
鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例施行規則	別表第1	(放送器具アマチュア) 105円→110円 (放送器具アマチュア以外) 210円→220円
鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則	別表第1項及び別表第2項	(ピアノ) 5,400円→5,500円 (能舞台) 3,780円→3,850円 (暖房) 3,240円→3,300円 (冷房) 2,700円→2,750円 (所作台・ピアノ・映写機) 2,160円→2,200円

		<p>(調光装置・天板ライト・音響反射板) 1,620円→1,650円 (七°ア)</p> <p>1,080円→1,100円 (拡声装置・カーフィルター) 860円→880円</p> <p>(サイトフロントスポットライト・金屏風・スライト 映写機・映写用スクリーン・プロジェクター) 750円→770円 (ワイヤレスマイクロホン・ピンスポットライト) 640円→660円 (フォグマシン・ドライアイスマシン) 540円→550円 (松羽目・竹羽目・演台・紗幕・地すが り・オーバーヘッド) 370円→380円 (コンテナーマイクロホン・オープンテープレコーダー・ カセットテープレコーダー・MDプレーヤー・CDプレー ヤー・DAT・アップホルゾントライト・ローホルゾントラ イト) 320円→330円 (フットライト・花道フットライト・演台(司会者 用)) 220円→230円 (マイク用エレベーター装置・マイクスタンド・コンセ ント・平台・毛せん・ライトボード) 100円→110円</p>
鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例施行規則	別表第1	<p>(持込料) 540円→550円 (暖房料) 320円→330円 (冷房料) 210円→220円</p>

#### 4. 施行日

令和元年10月1日以降の使用及び利用分から適用します。